

# 子育て支援センター ゆうゆう からのお知らせ

「てくてくひろば」は地域のボランティアさんに協力いただいております。いっしょに季節を感じながら公園で遊んだり散歩して楽しませませんか？多目的ホールも開放しています。赤ちゃん連れの方、暑い日や雨の日も安心して遊べますよ！子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っています♪

- ▶ **場所**  
・うみハピネス多目的ホール(受付)  
・貴船公園(うみハピネス横)
- ▶ **必要なもの**  
・帽子・水筒・お弁当(必要な方)

うみハピネスと  
貴船公園で  
あそぼう！

## 世代間交流子育てサロン てくてくひろば のご案内

▶ **日時 10:00~12:30**  
(時間内はいつ来ても帰ってもOKです)

- 5月8日(水) 9月11日(水) 12月11日(水)
- 6月26日(水) 10月30日(水) 1月29日(水)
- 8月7日(水) 11月27日(水) 3月11日(水)

### 地域の皆さんへ

世代間交流子育てサロン「てくてくひろば」は、地域ぐるみで子育てを楽しみ、新たな出会いやふれあいが出来る場を目指しています。子どもたちと一緒に遊んでくれるボランティアさんを募集しています。年齢・性別は問いません。ご希望の方は、下記へお問い合わせください。

▶ **子育て支援センターゆうゆう(うみハピネス内)**  
☎957-6450

## 中学校 子育てサロン のご案内

町内の中学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることができるフリースペースです。お昼休みに中学生が遊びに来たり、授業での交流もあります。お兄さんやお姉さんと一緒に遊ばいませんか？子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っています。

▶ **平成31年度 サロン開設予定日** ※日程が変更になることがあります。子育てカレンダー「ねえ、う〜みん」や町ホームページでご確認ください。

	宇美東中	宇美南中	宇美中
開設場所	視聴覚室(1階)	多目的室(1階)	多目的室(2階)
開設時間	10:00~14:00		
6月	5(水)	27(木)	4(火)
7月	3(水)	11(木)	9(火)
9月	18(水)	26(木)	3(火)
10月	2(水)・23(水)	10(木)	29(火)
11月	6(水)・20(水)	7(木)	12(火)
12月		5(木)	10(火)

### 利用者の声



ピッピさんのおはなし会もありますよ！

- ▶ 親も子ども中学生との交流の機会がほとんどないので、中学校サロンはお互いにとって、とても素晴らしいと思います。また遊びたいと言っていました。
- ▶ 中学生の皆さんが一生けん命仲良く遊んでくれたのでよかったです。

**お問い合わせ**  
子育て支援センターゆうゆう(うみハピネス内) ☎957-6450  
子育て支援課(うみハピネス内) ☎933-1322

## 子育て コンシェルジュ のご案内

宇美町保育所等利用者支援事業

## ? 子育て コンシェルジュって

子育ての悩みや困りごとについて、子育てコンシェルジュ(専任スタッフ)が皆さんと一緒に考え、必要な子育て支援サービスにつなげるサポートをします。

### どんなことが相談できるの？

子育てについて知りたいこと、聞きたいこと、ちょっとした困りごとなど

例えば

- 幼稚園や保育所、どうやって選んだらいいの？
- 引越してきたばかりで近くに同世代の子どもと一緒に遊べる場所はある？
- 怒ってばかりで、子どもにどう関わったらいいかわからない。
- たまには子どもを預けてリフレッシュしたい。
- 子どもの発達が気になる。相談できる場所はある？
- 妊娠中に宇美町の子育て情報を知りたい。
- 近くに頼れる人がいなくて…職場復帰してからの事が心配。

子育てコンシェルジュがお話をうかがいながら一緒に考え、一人ひとりに応じた子育て支援の情報をお伝えしたり、サービスの利用をサポートします。

### どこに行けばいいの？

- 子育て支援課に相談窓口を設置しています。
- 利用時間は、月～金曜日の9時30分～15時30分(祝日・お盆・年末年始は休み)
- 町在住の妊娠中の方や就学前の子ども保護者はどなたでも無料で相談できます。

### お問い合わせ

子育て支援課(うみハピネス内)  
☎933-1322



# 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の 制度について

▶ 住民課 年金手当係  
☎934-2250

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
<b>概要</b>	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
<b>要件</b>	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などの併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請していただき、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
<b>月額</b>	▶ 3歳未満(一律) 15,000円 ▶ 3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 ▶ 中学生(一律) 10,000円 <small>※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。</small> ▶ 特例給付(所得制限限度額以上)(一律) 5,000円	<b>平成31年4月分～</b> ▶ 全部支給 42,910円 ▶ 一部支給 10,120円～42,900円 <small>2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,070円～10,140円、第3子以降一人につき3,040円～6,080円</small>	<b>平成31年4月分～</b> ▶ 1級の方 52,200円 ▶ 2級の方 34,770円
<b>支給日</b>	10月・2月・6月の10日	8月9日・11月以降は奇数月の11日	8月・11月・4月の11日
	支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。		
<b>現況届提出月</b>	6月	8月	8月
	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。		

## 児童手当 現況届に ついて

## 現況届とは 児童手当を受給している方は、 6月中に「現況届」の提出が必要です。

これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。